

**令和5年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業
(介護施設・事業所内保育施設運営支援事業) 補助金交付要項**

(趣旨)

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年6月30日法律第64号）第4条第1項の規定により作成する茨城県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け老発0912第1号厚生労働省老健局通知）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護職員等の子育て支援のため介護施設・介護事業所における保育施設の運営経費を助成することにより、介護職員等の処遇を改善し、働きやすい介護の職場づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付対象事業は、介護保険法（平成9年法第123号）に規定されている介護保険事業所及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定される老人福祉施設（以下「介護事業所等」という。）が、第2条に掲げる目的をもって介護職員等の委託を受けて乳児、幼児及び学童（学童は、小学校第1学年及び第2学年に在籍する者に限る。）に対し必要な保護を行う事業（以下「介護事業所内保育施設運営事業」という。）とする。ただし、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第116条の規定に基づく両立支援等助成「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」及び「企業主導型保育事業」との重複補助は認めない。

第4条 交付対象施設は、介護事業所等が運営する保育施設であって、以下の要件を全て満たすもの（以下、「介護事業所内保育施設」という。）とする。

- (1) 主に介護事業所等が雇用する職員のために設置されたもの
- (2) 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15の認可を受けていないもの、同法第35条第3項の届出をしていないもの及び同条第4項の認可を受けていないもの
- (3) 児童福祉法第59条の2第1項及び茨城県認可外保育施設指導監督実施要項第3条による届出をしているもの

(交付額の算出方法)

第5条 交付額については、以下の(1)及び(2)で算出した額を比較して少ない方の額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 現員（乳幼児）×現員一人あたり450千円＋現員（学童）×現員一人あたり225千円

現員とは、申請対象期間中の介護事業所等の従業員の子である乳幼児、学童における1日の平均保育人数とする。ただし、端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入するものとする。

- (2) (運営費－(定員×運営月数×5千円))×2/3

運営費は、支給対象期間中に介護事業所等から保育士等に支払った賃金（給料、賞与、諸手当等）及び賃貸物件を利用している場合の建物賃借料（敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。）とする。

- (3) 介護事業所内保育施設が年度中途に開設される場合の(1)については、「450千円」を、「450千円を12で除し、運営月数(1月に満たない月は、1月とする。)で掛けた額」と読み替える。児童を保育している場合は、「225千円」を、「225千円を12で除し、運営月数(1月に満たない月は、1月とする。)で掛けた額」と読み替える。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 この補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第9条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第10条 都道府県が、介護事業者等が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、介護事業者等に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 基金事業に係る関係書類の保存については、基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 基金事業を行う者が(1)及び(2)により付した条件に違反した場合等、交付の条件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合には、この補助金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(様式第5号)を速やかに知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第11条 基金事業を行う者はこの補助金による事業が完了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（交付金の返還）

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

（事業に関する報告等）

第14条 基金事業を行う者は、事業への取り組み状況について知事の要求があったときは速やかに報告するとともに、事業を通じて得た雇用管理改善方策等の知見について、広く他の介護事業者等へ紹介するよう努めることとする。

（申請の方法）

第15条 この補助金に係る県への申請、届出等については、茨城県の「電子申請・届出システム」によるものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該方法によることができない場合は、郵送又は電子メールで提出することができるものとする。

（書類の提出部数）

第16条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、令和5年（2023年）4月17日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

茨城県知事 殿

所 在 地
法 人 名
法人代表者名
電 話 番 号

令和 5 年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(介護施設・事業所内保育施設運営支援事業) の交付申請について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 申請額					円
2 申請期間		年 月 日 ~		年 月 日	
※年度中開設の場合は、開設日から					
3 保育施設概要	保育施設名				
	保育施設所在地 (電話番号)				
	開設日	年 月 日	定員数	名	
	子を預ける職員の勤務先				
4 受領方法 (口座振替)	指定銀行名	銀行			支店
	口座種別				
	口座名義	(カタカナ)			
	口座番号				
5 その他 (担当者)	担当者氏名				
	電話番号		メールアドレス		

添付書類

- (1) 所要額調書 (様式第 1 号-1)
- (2) 算定額見込調書 (様式第 1 号-2)
- (3) 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づき都道府県に届け出た書類(写)
(届出予定の場合は、届出後速やかに提出すること。)

所要額調書

法人名 _____

(1) 現員（乳幼児見込）× 45 万円 + 現員（学童見込）× 22. 5万円 ※年度中途開設の場合は、45万円（学童は 22.5万円）÷12×運営月数	(2) (運営費（見込） - (定員× 運営月数×5千円)) × 2/3	(3) 申請額 ※(1)(2)のいずれか低い額
(乳幼児) 円		
(学童) 円		
(合計) 円	円	円

収支予算書

収 入		支 出	
(例) 補助金収入		(例) ○○費 △△費	
合 計	円	合 計	円

算定額見込調書

法人名 _____

① 保育乳幼児、学童総数（見込）

単位：名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保育 人数 (乳幼児 見込)													
うち 従業員 の子													(a1)
保育 人数 (学童 見込)													
うち 従業員 の子													(a2)

※1か月の延べ保育人数を記入してください。

※申請期間中の各月に記入してください。

② 開所日数（見込）

単位：日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所 日数													(b)
開所 実日数													

※開所日数は、開所実日数が7日以上の場合には開所実日数と同じ日数で、開所実日数が6日以下の月については6日で記入してください。

③ 現員（見込）

※現員（c）は、端数が生じた場合、小数点第1位を四捨五入してください。

従業員 の 保育乳幼児総数(a1)	÷	開所日数(b)	=	現員(c1)
名		日		名

従業員 の 保育学童総数(a2)	÷	開所日数(b)	=	現員(c2)
名		日		名

④ (1)の積算額

現員 (c1)
名

× 45万円 =
※年度中途開設の場合は、45万円÷12×運営月数

積算額 (d1)
円

現員 (c2)
名

× 22.5万円 =
※年度中途開設の場合は、22.5万円÷12×運営月数

積算額 (d2)
円

積算額 (d1)
円

+

積算額 (d2)
円

=

積算額
円

⑤ (2)の積算額 ※積算額は、1,000円未満の端数が生じた場合、切り捨ててください。

運営費 (見込)
円

-

控除額
円

) × 2/3 =

積算額
円

【運営費内訳】

【控除額算定】

保育士賃金
円
建物賃借料
円

施設定員
名

×

運営月数
月

×

5千円 =

控除額
円

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事

令和 5 年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(介護施設・事業所内保育施設運営支援事業) 交付決定通知書

年 月 日付で申請があった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知する。

記

交付決定額 金〇〇〇, 〇〇〇円

茨城県知事 殿

所 在 地
法 人 名
法人代表者名
電 話 番 号

令和5年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(介護施設・事業所内保育施設運営支援事業)の事業実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 交付精算額 金〇〇〇, 〇〇〇円

2 添付書類

- (1) 精算額算出内訳表(様式第3号-1)
- (2) 収支決算(見込)書(様式第3号-2)
- (3) 算出額実績調書(様式第3号-3)
- (4) 現員及び運営費(保育士賃金及び建物賃借料)等の実績が確認できる書類
- (5) 現員に第3条に定める学童が含まれる場合は、以下の書類
ア 在学証明書

精 算 額 算 出 内 訳 書

法人名 _____

(1) 現員（乳幼児実績）× 45 万円＋現員（学童実績）× 22.5万円 ※年度中途開設の場合は、45万 円（学童は22.5万円）÷12×運営 月数	(2) （運営費（実績） －（定員×運営月数×5千円）） ×2/3	補助金所要額 (1)(2)のいずれか少ない額 (a)	助成決定額 (b)	差引過不足額 (a)－(b) (c)
(乳幼児) 円	円	円	円	円
(学童) 円				
(合計) 円				

収 支 決 算 (見込) 書

収 入		支 出	
(例) 補助金収入 (地域医療介護総合確保基金事業補助金)		(例) ○○費 △△費 □□費	
合 計	円	合 計	円

算定額実績調書

① 保育乳幼児、学童総数（実績）

単位：名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保育人数 (乳幼児実績)													
うち 従業員の 子													(a1)
保育人数 (学童実績)													
うち 従業員の 子													(a2)

※1か月の延べ保育人数を記入してください。

※申請期間中の各月に記入してください。

② 開所日数（実績）

単位：日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所日数													(b)
開所実日数													

※開所日数は、開所実日数が7日以上のある月については開所実日数と同じ日数で、開所実日数が6日以下の月については6日で記入してください。

③ 現員（実績）

※現員(c)は、端数が生じた場合、小数点第1位を四捨五入してください。

従業員の 保育乳幼児総数(a1)	÷	開所日数(b)	=	現員(c1)
名		日		名

従業員の 保育学童総数(a2)	÷	開所日数(b)	=	現員(c2)
名		日		名

④ (1)の積算額

現員 (c1)
名

× 45万円 =
※年度中途開設の場合は、45万円÷12×運営月数

積算額 (d1)
円

現員 (c2)
名

× 22.5万円 =
※年度中途開設の場合は、22.5万円÷12×運営月数

積算額 (d2)
円

積算額 (d1)
円

+

積算額 (d2)
円

=

積算額
円

⑤ (2)の積算額 ※積算額は、1,000円未満の端数が生じた場合、切り捨ててください。

<table border="1"> <tr><td>運営費 (実績)</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	運営費 (実績)	円	-	<table border="1"> <tr><td>控除額</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	控除額	円) × 2/3 =	<table border="1"> <tr><td>積算額</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	積算額	円
	運営費 (実績)									
円										
控除額										
円										
積算額										
円										

【運営費内訳】

保育士賃金
円
建物賃借料
円

【控除額算定】

施設定員
名

×

運営月数
月

×

5千円

=

控除額
円

殿

茨城県知事

令和5年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(介護施設・事業所内保育施設運営支援事業) 確定通知書

年 月 日付けで貴職から実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金〇〇〇, 〇〇〇円

茨城県知事 殿

所 在 地
法 人 名
法人代表者名
電 話 番 号

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設・事業所内保育施設運営支援事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

参考となる書類（上記2の金額の積算内訳等）